

「三原市週休2日適用工事等実施要領（土木工事）」及び  
「三原市週休2日適用工事等実施要領（建築工事）」の改正について

「三原市週休2日適用工事等実施要領（土木工事）」及び「三原市週休2日適用工事等実施要領（建築工事）」を改正します。

1 要領の改正

（1）土木工事

- ア 月単位での週休2日の取組を継続して実施し、通期（対象期間全体）での週休2日の補正は廃止。
- イ 請負対象設計金額3億円以上の建設工事を対象に「完全週休2日（土日）適用工事」又は「完全週休2日（交替制）適用工事」とし、原則「受注者希望型」で実施。

|          | 改正前                 | 改正後                                |                                   |
|----------|---------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 対象       | ・全ての建設工事<br>・地域維持業務 | ・請負対象設計金額<br>3億円未満の建設工事<br>・地域維持業務 | ・請負対象設計金額<br>3億円以上の建設工事           |
| 発注<br>形式 | 【月単位】<br>発注者指定型     | 【月単位】<br>発注者指定型                    | 【完全週休2日】<br>受注者希望型                |
| 補正<br>対象 | ・月単位<br>・通期         | ・月単位<br>・通期（補正なし）                  | ・週単位（完全週休2日）<br>・月単位<br>・通期（補正なし） |

（2）建築工事

- ア 原則、月単位の発注者指定型で実施する。なお、月単位の取組を達成できなかった場合は、通期の取組を認める。
- イ 4週6・7休の補正係数の廃止。
- ウ 補正係数の変更。

|      | 改正前                                                           | 改正後             |
|------|---------------------------------------------------------------|-----------------|
| 対象   | ・全ての建築工事                                                      | ・全ての建築工事        |
| 発注形式 | 【通期】<br>発注者指定型                                                | 【月単位】<br>発注者指定型 |
| 補正対象 | ・ 4 週 8 休以上<br>・ 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満<br>・ 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 | ・ 月単位<br>・ 通期   |

## 2 施工期日

令和 7 年 6 月 24 日以降に公告する工事に適用する。

## 3 その他

実施にあたっては、三原市週休 2 日適用工事等実施要領（土木工事）、三原市週休 2 日適用工事等実施要領（建築工事）に基づき行います。実施要領は、三原市財務部契約課ホームページから入手出来ます。

<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/keiyakuka/177622.html>

問い合わせ先

三原市財務部契約課工事検査係

担当 係長 濱中 幸宏

電話 0 8 4 8 - 6 7 - 6 0 7 6